

令和2年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下これらを総称して「統一交渉団」という。）は、平成13年7月23日付「基本合意書」、同年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和2年10月29日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議する。
- 2（1）国立ハンセン病療養所における医師の確保については、へき地・離島に所在する等の地理的状況及び民間医療機関等に比較して給与等の経済的処遇の格差が大きいことが欠員を生じる要因となっていると考えられるところ、園長及び副園長の処遇については人事院との協議に基づき一定の改善がなされたところであり、また、令和元年11月に公布されたハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号。以下「促進法改正法」という。）の規定による医師の兼業規制の緩和により、医師が確保される事例も見られるところである。しかしながら、なお十分な改善に至っていないとの認識の下、厚生労働省は、園長及び副園長をはじめとする医師の確保のために必要な調整を最大限行うとともに、統一交渉団とも協議しつつ、医師の確保に関する課題の解決のために更なる処遇改善を含む具体的施策を実施し、引き続き医師の確保に最大限努める。
- （2）国立ハンセン病療養所の定員に関する平成26年8月15日付「合意書」を踏まえつつ、高齢化の進行等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること等を踏まえ、来年度の定員要求の実現に努めるなど、引き続き良好で平穏な療養体制の充実を図るために必要な人員確保に取り組む。三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇については、引き続き人事院に対してその増額を求めるとともに、その改善に努める。令和3年度以降の定員及び介護等に関する人員確保についてその重要性を認識しつつ、協議するための機会を検討する。
- （3）国立ハンセン病療養所の賃金職員及び期間業務職員については定員状況を踏まえつつ引き続きその定員化に努める。各国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用は重要であるとの認識の下、賃金職員及び期間業務職員の処遇については日額単価が定員職員と同等となるよう引き上げるなど処遇改善に努めているところであるが、定員内の職員の退職後の補充及び賃金職員等の定員化後の期間業務職員の補充については、必要な期間業務職員について新規採用が可能であることを厚生労働省から各国立ハンセン病療養所に対して改めて周知するとともに、入所者の不安及び介護ニーズの高まりに対する指摘を踏まえ、各国立ハンセン病療養所の採用要求について従前同様に真摯に対応するなど、療養環境の維持等のために必要な人員を確保する。
- （4）各国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充について、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要

な職員を確保する。

- (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航について、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組むとともに、運航関連施設の早期の改善整備等に向けて関連自治体等との連携協力を積極的に取り組む。

各国立ハンセン病療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各国立ハンセン病療養所の入所者の意向を踏まえつつ、引き続き、検討する。

- (6) 入所者一人ひとりの意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議を引き続き開催する。各国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修を引き続き実施することとし、これに向けて必要な事項を協議する。

国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、各国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提とし、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下「全療協」という。）や入所者自治会等の必要な関係者に対して説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。

- 3 (1) 地域において、足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現する。

特に、沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者との意見交換を行っていく。また、医療及び介護制度について必要な情報を積極的に提供する。

- (2) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現する。

特に、回復者の多い沖縄県においては、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図る。また、全国的に充実した相談支援が受けられるように検討するとともに、再入所の原因を分析し、相談支援体制の充実に努める。

- (3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を早急に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。

- (4) ハンセン病患者・元患者の家族を含むハンセン病に対する偏見差別を解消するため、「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」での検討を踏まえ、これまでの普及啓発の検証を行い、今後の改善策を検討する。

- 4 (1) 大島青松園・キリスト教霊交会教会堂の緊急補修については令和2年度中に改めて設計業務の調達を行う。平成31年3月の「歴史的建造物の保存等に関する検討会」で取りまとめられた本格的保存に向けた「基本的考え方」に基づき、「歴史的建造物等」には史跡も含まれるとの認識の下、各国立ハンセン病療養所で選定された史跡については、重要性の高いものとして保存を進めていく。永続保存に関する各国立ハンセン病療養所の保存対象リスト案の作成については、厚生労働省としても積極的に支援していく。

- (2) 社会交流会館については、全療協と相談しながら、学芸員の増員及び複数配置を進める。国立ハンセン病資料館は、語り部からの聞き取り調査の支援を行う。社会交流会館の運営が円滑に実施できるよう努める。社会交流会館は地域における歴史を伝えるとともに、入所者と地域住民との交流の場として重要であり、より適切な運営に向けた協議の場を設けることとし、進め方も含めて統一交渉団と相談する。
 - (3) 菊池医療刑務支所の歴史を後世に伝えることは大変重要であり、歴史が風化することなく継承されるよう、厚生労働省は今後も普及啓発に努める。
 - (4) 全国ハンセン病療養所入所者協議会等の取りまとめた「医療基本法共同骨子」に挙げられている項目はいずれも重要な視点であり、厚生労働省と統一交渉団は、進める施策と方向性を共有しており、この姿勢を今後も堅持する。
- 5 (1) 引き続き、国立ハンセン病療養所の医療及び介護体制の整備並びに充実に努めるとともに、国立ハンセン病療養所の将来構想並びに医療及び介護の在り方については、当事者である入所者の意向を確認しながら誠実に対応する。
- (2) 国立ハンセン病療養所の永続化に関する課題については、国が責任を持って対応すべきものであることを確認し、今後も、統一交渉団との意見交換会でその具体的内容について協議及び検討を行うこととするが、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会との協力関係を構築するため、当該意見交換会への同協議会のオブザーバー参加等について、検討する。
- 6 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及び促進法改正法の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。
- (2) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、家族及び家族訴訟弁護団と協議しつつ、相談体制の整備及び充実に努める。
- (3) 家族関係の回復及び偏見差別の解消を図るため、家族及び家族訴訟弁護団と協議しつつ、家族交流会事業及び講師等派遣事業を着実に実施する。

令和3年7月14日

統一交渉団

代 表 志村 康

ハンセン病問題対策協議会座長

厚生労働副大臣 山本 博司